

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	児童相談にかかる総合福祉システム（児童相談等システム）	
行政機関等の名称	大阪市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	こども青少年局中央こども相談センター、北部こども相談センター、南部こども相談センター、子育て支援部管理課（児童支援対策グループ）、北区役所福祉課（子育て支援担当）、都島区役所保健福祉課（こども教育）、福島区役所保健福祉課（子育て教育グループ）、此花区保健福祉課（地域福祉グループ）、中央区役所保健福祉課（子育て支援・保育グループ）、西区役所保健福祉課（子育て支援グループ）、港区役所保健福祉課（子育て支援グループ）、大正区役所保健福祉課（こども・教育グループ）、天王寺区役所保健福祉課（福祉サービスグループ）、浪速区役所保健福祉課（子育て支援グループ）、西淀川区役所保健福祉課（こども福祉グループ）、淀川区役所保健福祉課こども教育担当、東淀川区役所保健福祉課（子育てグループ）、東成区役所保健福祉課（こども福祉）、生野区役所保健福祉課（福祉サービスグループ）、旭区役所保健子育て課（子育て支援）、城東区役所保健福祉課（子育て教育グループ）、鶴見区役所保健福祉課（子育て支援グループ）、阿倍野区役所保健福祉課（子育て支援グループ）、住之江区役所保健福祉課（子育て支援）、住吉区役所保健福祉課、東住吉区役所保健福祉課（子育て支援グループ）、平野区役所保健福祉課（地域福祉グループ）、西成区役所保健福祉課（子育て支援グループ）	
個人情報ファイルの利用目的	児童の健全な育成	
記録項目	1 氏名、2 性別、3 生年月日・年齢、4 住所、5 本籍・国籍、6 電話番号・FAX番号 7 相談内容、8 健康状態、9 病歴、10 障害、11 身体的特性・能力、12 性格・性質、13 親族関係、14 婚姻歴、15 家庭状況、16 居住状況、17 職業・職歴、18 学業・学歴、19 財産・収入、20 公的扶助	
記録範囲	児童、保護者、保護者以外の相談者・通報者、関係機関等	
記録情報の収集方法	本人、実施機関内、他の実施機関、他の官公庁、保護者	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）総務局行政部行政課（情報公開グループ）	
	（所在地）〒530-8201 大阪市北区中之島 1 丁目 3 番20号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 （電算処理ファイル） 政令第21条第7項に該当するファイル ☒ 有 ☐ 無	☐ 法第60条第2項第2号 （マニュアル処理ファイル）
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
行政機関等匿名加工情報の概要	—	

作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	含まない
備 考	—